

1 新たな財源確保の必要性・負担の在り方

○入洛客の増加 ⇄

- ・ 受入環境整備，交通渋滞対策などの課題：入洛客のみならず，市民生活にも影響を及ぼす
- ・ 地方税の構造上，観光の活況が税収に結びつかない



上記課題に対する行政サービスの充実について，受益と負担の関係から，入洛客にも一定の負担を求めることには合理性がある

2 新たな財源の使途

入洛客及び市民双方の満足度を高めるような施策

（観光受入環境の整備のほか，文化の振興，景観の保全・再生，歩くまち・京都の推進 など）

3 新たな税の具体的な検討

入洛客から行政サービスに見合った負担を求めるべきでは？

① 駐車場への駐車に対する課税

- 対象施設：駐車場の把握や対象区域の特定などが非常に困難
- 納税者：入洛客だけでなく，多くの市民や事業者の方々も対象となる

② 宿泊に対する課税

○対象施設・納税者：宿泊施設及び宿泊客の把握が可能で，実現性が高い

③ 別荘の所有に対する課税

- 対象施設：別荘に該当するものの定義や別荘の把握が非常に困難

駐車場への駐車に対する課税(①)及び別荘の所有に対する課税(③)は引き続き検討

宿泊に対する課税(②)を導入すべき

【制度イメージ】

- ・対象施設：宿泊施設の形態（ホテル・旅館・簡易宿所（民泊を含む））にかかわらず対象
- ・納税者：宿泊料金にかかわらず，全ての宿泊客を対象（高額宿泊料金の宿泊にはそれに見合った税額を）
- ・軽減措置：修学旅行生は税を免除